【表紙】

【発行登録番号】 7 - 関東1

【提出書類】 発行登録書

【提出日】 2025年10月29日

【会社名】 GMOインターネットグループ株式会社

【英訳名】 GMO internet group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役グループ代表

会長兼社長執行役員・CEO 熊谷 正寿

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03 (5456) 2555

【事務連絡者氏名】 取締役グループ副社長執行役員・CFO

グループ代表補佐 グループ管理部門統括 安田 昌史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03 (5456) 2555

【事務連絡者氏名】 グループ執行役員 グループ法務部長 川﨑 友紀

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2025年

11月6日)から2年を経過する日(2027年11月5日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額100,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】 未定

(2) 【手取金の使途】

借入金返済資金、社債償還資金、投融資資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月24日関東財務局長に提出 事業年度 第35期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月31日までに関東財務局長に提出予定 事業年度 第36期(自 2026年1月1日 至 2026年12月31日) 2027年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度 第35期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月14日関東財務局長に提出 事業年度 第36期中(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日) 2026年8月14日までに関東財務局長に提出予定 事業年度 第37期中(自 2027年1月1日 至 2027年6月30日) 2027年8月16日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2025年10月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月24日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2025年10月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年5月14日に関東財務局長に提出

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2025年10月29日)までに、金融商品取引法第24条の5 第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年7月29日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2025年10月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年9月17日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2025年10月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年9月19日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2025年10月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年10月28日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の2025年5月14日提出の臨時報告書の訂正報告書)を2025年5月26日に関東財務局長に提出 訂正報告書(上記3の2025年9月17日提出の臨時報告書の訂正報告書)を2025年9月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日(2025年10月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日(2025年10月29日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

GMOインターネットグループ株式会社 本店

(東京都渋谷区桜丘町26番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 GMOインターネットグループ株式会社(E05041) 発行登録書(株券、社債券等)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。